

令和3年1月7日

保護者の皆様

品川区教育委員会  
品川区立鈴ヶ森中学校  
校長 今村 剛司

### 緊急事態宣言下の3学期の教育活動について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本日、1月7日に緊急事態宣言が発令されたところですが、区立学校では、通常登校を継続いたします。昨年6月に実施した分散登校は予定していません。

あわせて、宣言が解除されるまでの教育活動については、下記のとおりとしますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 緊急事態宣言が解除されるまでの教育活動について

##### (1) 学習活動について

- ① 感染症予防対策を講じてもお飛沫感染の可能性の高い学習活動は行いません。

【例】・音楽での歌唱、リコーダー等の楽器演奏

- ・グループ、少人数等での話し合い
- ・家庭科での調理実習
- ・体育における身体接触を伴う活動
- ・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験、観察等

- ② 外部講師を招聘した授業は実施しないなど、外部との接触や交流は避けることとします。  
なお、品川地域未来塾、品川グローバル人材育成塾については、学びの保障を図るため、感染予防を十分に講じ実施します。

##### (2) 学校行事について

- ① 生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は実施しません。
- ② 劇団四季の招待公演は中止となります。
- ③ 社会科見学等の校外学習は延期します。
- ④ 学校公開、作品展については延期します。

##### (3) 部活動について

- ① 感染症予防対策を講じたうえで、個人練習のレベルで実施します。
- ② 飛沫感染の恐れがあるものは実施せず、練習試合を含めた対外試合は行いません。

##### (4) 出席の扱いについて

感染への不安を理由に欠席した場合には、欠席扱いとなりません。

## 2 感染した場合の学習について

新型コロナウイルス感染症に感染または濃厚接触者となった場合には2週間程度登校することができません。状況に応じて、自宅学習用の教材やリモート学習など可能な範囲で行います。

## 3 家庭での感染症予防対策について

(1) 3密の回避、手洗い、マスク着用などご家庭でも感染症予防策の徹底をお願いします。

(2) 緊急事態宣言を踏まえ、次の感染症予防対策をお願いします。

- ① 午後8時以降の不要不急の外出は避ける。
- ② 都県境をまたぐ移動も自粛し、1月9日からの3連休は自宅で過ごす。
- ③ ゲームセンターやカラオケ等感染リスクの高い場所には出かけない。
- ④ 飲食店での外食については感染予防に特段の注意を図る。

(3) 校内での感染を予防するためのお願い

- ① ご家族にPCR検査を受ける方がいる場合には、児童・生徒の登校を控える。
- ② 民間のスポーツクラブ、ダンススクール等で感染事例がみられることから、習い事等についてもそれぞれの感染症予防対策を確認するなど家庭外での感染リスクを低減させる。

## 4 その他

今後の感染拡大などの状況の変化により、変更される場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

[問い合わせ先]

副校長 大山 剛史

電話 03-3765-2849